(I) 保育園の利用基準

保育σ	つ必要性の事由 保護者の状態				基準点数	保育園の	
番号	類型	細目			適用	左牛从数	利用期間
I	就労	就労	140時間以上		月当たりの通常の労働時間(休	10	必要な期間
			120時間以上140時間未満		憩時間を除く。)による	9	
			100時間以上120時間未満			8	
			80時間以上100時間未満			7	
			64時間以上80時間未満			6	
		派遣先	派遣先未確定	É	派遣先確定以外の派遣労働者の場合	3	
2	母の妊娠・出	未確定 妊娠·出產	<u> </u> *		場合 出産予定日の2月前の日が属す	0	妊娠·出産期間
2		妊娠・正産	<u>ŧ</u>		る月(多胎児の場合は、出産予定	9	姓城•古座期间
	産				日の4月前の日が属する月)の初		
					日から出産日の2月後の日が属		
					する月の末日まで(以下この表に		
					おいて「妊娠・出産期間」という。)		
3	保護者の疾病	佐庄	入院		おおむね1月以上の入院の場合	10	必要な期間
5	等	沃 柄		<u> </u>			
	7		居宅療養	病床	疾病のため 月以上常時病床に	10	
					ついている場合		
				療養	おおむね1月以上安静加療を必	5	
			6 11 ph 4- 4- 4-		要とする場合		
					身体障害者手帳、精神障害者保	10	
					健福祉手帳又は療育手帳を所持		
			帳1級又は療		しているか、これと同程度と判断さ		
				手帳3級若しくは	れる場合	8	
			4級、精神障害者保健福祉手 帳2級又は療育手帳Bの I				
			身体障害者手帳5級若しくは 6級、精神障害者保健福祉手 帳3級又は療育手帳Bの2			6	
4	病人の看護等) 贮仕汤		(自才版DV)2	おおむね1月以上親族の入院に	10	
4		へ続り添い 同居の親族の看護又は介護			付き添っている場合	10	
					要介護3から要介護5までの認定	10	
		内店の税族の有護×は介護 			を受けている者又は常時看護若し		
					と くは介護を要する者の看護又は介		
					護をしている場合		
					要介護 若しくは要介護2の認定	6	
					を受けている者又は常時観察を		
					要し、及び随時看護若しくは介護		
					を要する者の看護又は介護をして		
					いる場合		
5	災害復旧				震災、風水害、火災その他の災害	10	
-					の復旧に当たっている場合		

6	求職活動·起業	求職活動	求職活動をする期間が1月以内の場	3	30日間
	準備		合		
		起業準備	起業のため日中その準備を常態とす	3	90日間
			る期間が3月以内の場合		
7	就学・	140時間以上	I 月当たりの在学する大学、専修学	9	必要な期間
	職業訓練	100時間以上140時間未満	校、各種学校その他これらに準ずる	7	-
		64時間以上100時間未満	——教育施設での受講時間(休憩時間を	6	1
			除く。)又は公共職業能力開発施設	O	
			等において職業訓練を受ける時間		
			(休憩時間を除く。)による		
8	その他	保護者の不在	保護者のいずれかが死亡、離別、行	10	
			方不明、拘禁等により不在の場合		
		転居を伴う育児休業中の転園	母の妊娠・出産期間前から保育園を	0	当該育児休
			利用しており、かつ、転居により利用し		業を終了する
			ている保育園への通園が困難な場合		日又は当該
			で、保護者が育児休業中に転園を希		育児休業に
			望するとき(保護者全員に適用)		係る子どもが
					3歳に達する
					日のいずれ
					か早い日ま
					で
9	前各項に類する	· 状態(基準点数は調査により決定)			必要な期間

(2) 調整点数

	適用	調整点数
世帯の状況	保護者のいずれかが死亡、離別、行方不明、拘禁等により不在の場合	+3
	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の場合	+2
	当該入園の申込みに係る児童に生計を一にする兄弟姉妹(以下単に「兄弟姉妹」とい	+1
	う。)(小学校就学前児童に限る。)が2人以上いる世帯の場合	
	当該入園の申込みに係る児童及びその兄弟姉妹が現に市内の同一でない保育園に在	+4
	園している場合であって、当該入園の申込みに係る児童が入園を希望する日において、そ	
	の兄弟姉妹が当該申込みに係る保育園に在園している見込みがあるとき、又は当該申込	
	みに係る児童及びその兄弟姉妹が同時に同一の保育園に入園の申込みをするとき。	
	当該入園の申込みに係る児童が入園を希望する日において、その兄弟姉妹が市内の保	+2
	育園に在園している見込みがある場合又は当該入園の申込みに係る児童及びその兄弟	
	姉妹が同時に入園の申込みをする場合(市内の同一でない保育園に入園の申込みをす	
	る場合を含む。)(前項に該当する場合を除く。)	
	保護者のいずれかが単身赴任している場合(当該入園の申込みに係る児童が祖父又は	+1
	祖母と同居している場合を除く。)	
勤務状況	保護者のいずれかが市内の保育園に保育士又は保育教諭として勤務し、又は入園を希	+3
	望する日において勤務を予定している場合	
	保護者(使用される労働者に限る。)のいずれかが育児休業を取得している場合であっ	+2
	て、入園を希望する日の属する月中又は当該月の翌月の初日において、当該育児休業に	
	係る就労先において復職を予定している場合	
	保護者(使用される労働者に限る。)が産後休暇を取得している場合であって、産後8週	+2
	間を経過する日の翌日を入園を希望する日として当該産後休暇に係る就労先において復	
	職を予定している場合	
	兄弟姉妹又は当該申込みに係る児童について保育料を滞納している場合	-5

備考

- Ⅰ 基準点数に調整点数を加えて得た点数(次項において「総合点数」という。)の高い者から順次利用を承諾する。
- 2 総合点数が同一の場合にあっては基準点数の高い者から順次利用を承諾し、総合点数及び基準点数が同一の場合にあっては所得の低い者から順次利用を承諾する。
- 3 この表において「派遣先確定」とは、事業主がその雇用する派遣労働者について、当該派遣労働者の児童が保育園へ入園することが決定した場合において、当該派遣労働者の派遣先が確定することをいう。ただし、事業主が当該派遣労働者について、次に掲げる事項を証明する書類を発行する場合に限る。
 - (1)派遣先 (2)就労開始日 (3) 1月の労働時間(休憩時間を除く。)